

吸収合併公告

下記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

効力発生日は令和8年1月1日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.eneos.co.jp/company/public_notice.html

令和7年8月20日

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

(甲) ENEOS株式会社

代表取締役社長 山口 敦治

神奈川県横浜市鶴見区安善町二丁目1番1号

(乙) EMGルブリカンツ合同会社

代表社員 ENEOS株式会社

職務執行者 長谷部 紀之